

「独立行政法人整理合理化計画」に対する対応状況
各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項（◎：達成済、○：達成予定）

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
1 3 4 5 6 沖縄科学技術 研究基盤整備 機構	事務及び事業の見直し			
	【大学院大学の設置準備】 ○設置準備業務の体制の整備を行い、教育研究分野等の大学院大学の在り方等について早急に具体化を図るものとする。	・設置準備業務の体制整備のために法人内に設けた「大学院大学設立準備グループ」及び「企画部」による取組を本格化させ、教育研究分野、組織体制、教員の人事制度を含む多くの事項について検討を行った。検討内容は、平成20年7月の第6回運営委員会に報告された。 ・第6回運営委員会において、大学院大学の制度設計や教学面の概要を示した「新大学院大学の青写真」が取りまとめられ、大学院大学の在り方について具体化が図られた。 ・内閣府において、大学院大学の開学時の姿(大学の管理運営の在り方や教学に関する事項等)を取りまとめ、第2期中期目標(平成21年2月策定)に添付した。また、大学の設置主体等を定める「沖縄科学技術大学院大学学園法案」を作成した(平成21年3月国会提出、同年7月公布・一部施行)。	◎	平成20年7月
	○その上で、大学院大学の設置に向けた諸準備を着実に進めることとし、次期中期目標・中期計画においては、開学までに必要な、①大学院大学の教育課程、研究・教育組織、組織規程等の検討、②開学時に必要な主任研究者の採用、③研究施設等大学院大学施設の整備等の準備活動について、具体的かつ明確な目標を示すとともに、毎年度具体的かつ明確な計画を策定し、その進捗状況の検証を行うものとする。	第2期中期目標・中期計画(平成21年度からの3年間)において、教育課程等の検討、主任研究者の採用、施設の整備等の開学までに必要な諸準備について、明確な目標・計画を示すとともに、平成21年度の年度計画に、これらに関する具体的かつ明確な計画を記載した。今後、これらに基づき、機構において、着実に諸準備を進めることとしており、毎年度の評価委員会の評価等を通じて、進捗状況の検証が行われることとなっている。	○	平成21年3月 ～平成24年3月
	【研究開発の推進】 ○世界最高水準の大学院大学を開学することが使命であることにかんがみ、これにふさわしい研究者を確保するための研究者の採用基準を明確にするものとする。また、研究の成果について、使命に照らし十分な成果が上がっているかとの観点から、厳格な評価を行うものとする。	・新規代表研究者の採用は、国際的に高いレベルを確保する観点から、応募書類と研究計画に基づき、外部の科学者も含めた委員会による審査等を経て行っている。こうした運用の蓄積も踏まえ、第2期中期計画において、「自由で先進的な発想に基づき、融合的な領域において先端的・独創的な研究開発のできる内外の研究者」を獲得する方針を示すとともに、こうした研究者の採用を行うための採用手続を示した。 ・代表研究者の研究成果は、契約4年目に運営委員のメンバーを議長とし、議長が選任した外部委員からなる委員会による厳格な評価が行われている。	◎ ◎	平成21年3月 平成20年3月
	運営の効率化及び自律化			
	【内部統制・ガバナンス強化】 ○世界最高水準の大学院大学の設置のため、業務内容及び運営体制が高度に国際的なものとなっている中、独立行政法人としての適切かつ効率的な運営を確保するため、引き続き、コンプライアンス体制の整備等、内部統制・ガバナンスの充実を図る。	・平成19年11月にコンプライアンス担当の理事長補佐を設け、同理事長補佐がコンプライアンスに関するレビューを直接行う体制とした。平成20年3月に策定した新たな組織規程により、利害が相反することを避ける観点から、理事長補佐が理事長の下に置かれることを明確にした。 ・平成20年3月に策定した新たな組織規程により、事業推進部から独立した財務グループを設置し、理事の管理の下に置くことにより、利害が相反することを避ける観点から、ガバナンスを強化した。 ・平成21年4月の組織改編において、財務・人事部等を設置し、事業部門と管理部門の分離を図るとともに、引き続き、独立したコンプライアンス担当を置いた。	◎	平成20年3月
【自己収入の増大】 ○競争的研究資金の獲得等、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。	第2期中期計画において、自己収入に関する定量的な目標(寄附金収入等270百万円)を設定するとともに、これを達成するため、平成21年度の年度計画に、当該年度の競争的研究資金等の定量的な目標を定めた。	◎	平成21年3月	
【保有資産の有効活用】 ○沖縄科学技術研究基盤整備機構の本部等として利用しているシーサイドハウスについて、有効な資産活用が行われるよう引き続き検討を行うものとする。	シーサイドハウスについては、引き続き、機構の本部等として利用することとし、第2期中期計画において、利用に関するガイドラインにより有効利用を進めることとした。	◎	平成21年3月	